

紀美野町第2回定例会会議録

平成27年6月19日（金曜日）

○議事日程（第3号）

平成27年6月19日（金）午前9時00分開議

- 第 1 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について)
- 第 2 議案第55号 紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について
- 第 3 議案第56号 紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第57号 紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第58号 紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第59号 平成27年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について
- 第 7 議案第60号 平成27年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 8 議案第61号 平成27年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 9 議案第62号 平成27年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第63号 平成27年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 請願第 1号 「集団的自衛権行使を具体化する安全保障法案に反対する意見書」を国への提出を求めることに関する請願について
- 第12 議員派遣の件について
- 第13 閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）
- 第14 閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）
- 第15 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○会議に付した事件

日程第1から日程第15まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	南 昭和 君
2番	上 柏 皖 亮 君
3番	七良浴 光 君
4番	町 田 富枝子 君
5番	田 代 哲 郎 君
6番	西 口 優 君
7番	北 道 勝 彦 君
8番	向井中 洋 二 君
9番	伊 都 堅 仁 君
10番	美 野 勝 男 君
11番	美 濃 良 和 君
12番	小 椋 孝 一 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	牛 居 秀 行 君

企画管財課長	中谷嘉夫君
住民課長	増谷守哉君
税務課長	西岡秀育君
保健福祉課長	宮阪学君
産業課長	大窪茂男君
建設課長	井村本彦君
総務学事課長兼 教育次長	前田勇人君
生涯学習課長	岩田貞二君
会計管理者	西切博充君
水道課長	田中克治君
まちづくり課長	西岡靖倫君
美里支所長	西敏明君
国体推進課長	南秀秋君
代表監査委員	向江信夫君

○欠席したもの

なし

○出席事務局職員

事務局長	大東淳悟君
書記	中谷典代君

開 議

○議長（小椋孝一君） 規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時01分）

○議長（小椋孝一君） 本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について）

○議長（小椋孝一君） 日程第1、議案第54号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について）、議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） この点に関しましては、行政だけではなくて、単純なミスに気づけなかった議会にも問題がありますが、以後このようなことがないように注意しますとか、厳重に注意しますとかいう一般論だけではなくて、いわゆるアリの一穴ということもあるので、チェックシステムというんですか、そういうのも一度検証してみてもどうかと考えるんですが、その点について、考えをお答え願いたいと思います。以上です。

（5番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

（総務課長 牛居秀行君 登壇）

○総務課長（牛居秀行君） それでは、田代議員の御質疑にお答えを申し上げます。

本当に今回のことにつきましては、大変申しわけなく思っております。あつてはならないことが起こってきたわけでございます。今まででも議案を上げていく、議案書でも予算書でもそうですけれども、一応総務のほうでまとめさせていただいて、チェックをかけているところでございます。条例等につきましては、法制担当がございまして、そのほうでチェックをいたしておるところでございますけれども、今回、告示をする時

点でチェックをいたしております。その時点では問題がなかったわけでごさいます、既に告示したものを再度議会に提出するというので、違う資料がまじってしまったわけです。結果的にはそうだったんですが、ついつい見逃してしまったということでごさいます。今後におきましては、チェック体制を強化してまいりたいと考えてございますので、どうか御理解賜りたいと存じます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第54号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番 (田代哲郎君) 提案漏れということではありますが、この国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、3月議会で既に反対討論を述べて、反対しております。ただ、その際第5条の平等割額で、特定世帯と特定継続世帯のいわゆる特定世帯はその平等割額の2分の1、特定継続世帯は4分の3ということになっておりますが、その分が抜けてたということで、ただ、こちらもそれには気づかなかったということもあります。しかし、3月議会で既に値上げには反対しております。今回も値上げの提案でございますので、反対させていただきます。以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第54号、専決処分の承認につき承認を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を願います。

(起立多数)

○議長(小椋孝一君) 起立多数です。

したがって、議案第54号、専決処分につき承認を求める件は承認されました。

◎日程第2 議案第55号 紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定
について

○議長(小椋孝一君) 日程第2、議案第55号、紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について、議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) 第4条で、審議会は委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱するということになっています。

(1)は学識経験のある者、(2)が関係機関及び団体の職員、その他町長が適当と認める者ということになっております。

地方創生推進室の手引書では、地方版総合戦略は、幅広い年齢層からなる住民を初め産業界、市町村や国の関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディアなどで構成する推進組織で、その方向性や具体案について審議・検討するという事で、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要だということになっております。

ですから、その広く関係者の意見が反映されるというのは、非常に大事なことだと思いますので、その点についてのお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇)

○企画管財課長(中谷嘉夫君) 田代議員の御質疑にお答えいたします。

第14条の審議会の委員20名以内をもって組織する、その組織の関係ですけども、委員会の委員につきましては、区長、学識経験者、関係機関の代表者を初め議会議員の代表者の方を含めて、また20名の予定をしております。

この審議会につきましては、総合戦略の策定に当たり、効果的・効率的に推進していくために、住民、NPO、まちづくり団体や民間事業者等の参加協力が重要であるとの

観点から、幅広い年齢層からなる住民を初め産業界、教育関係、金融機関、労働団体、メディア等、産・官・学・金・労・言で構成する推進組織である審議会において、その方向性や具体的案について審議・検討していきたいと考えております。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ございませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) 紀美野町のまち・ひと・しごと創生総合戦略審議会ということで、新たなこういうふうな会が立ち上げられるようでございます。その方向の審議会が立ち上げられると。そういうことで、ここにありますところの所掌事務の第3条ですね、町長の諮問に応じてということで、戦略の策定や戦略の検証、そういうこと等が年3回ですか、持たれるように聞いているんですけども、どういうふうなことを諮問をしていくのか、その概要についてお聞きしたいというふうに思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇)

○企画管財課長 (中谷嘉夫君) 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

先ほど言われましたように、3条の町長の諮問に応じてに關してですけども、その内容ですけども、戦略の策定に当たりましては、幅広い意見を反映するということから、目指すべき町の姿について、町民アンケートの実施、町内まちづくり団体からの意見聴取、また次世代を担う若者からの意見聴取ということで、役場内の若手議員によるプロジェクトチームを結成しまして、それから目指すべき町の姿、実施すべき施策、戦略の提案をいただきまして、その後ですけども、町民アンケート、まちづくり団体からの意見、若者のプロジェクトからの意見により提案をいただくようになっております。

それから、その策定本部において行政視点での内容検討を行うとともに、実施する事業及び数値目標、指標の設定等を行い、総合戦略の原案をつくります。策定本部で策定した総合戦略原案を学識経験者や各種団体代表者などで構成された今回の策定審議会にかけまして、協議していただきたいと考えております。以上でございます。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） このまち・ひと・しごと創生法という法律のもとに、こういう設置がされていくということでございますけども、その基本には地方創生というのがあるのではないかというふうに思うんですね。ここのところで、今、課長の答弁をお聞きしとったら、非常にまちの住民、町民全体の意見を反映するとともに、次の世代に向けて若者の意見も聴取すると。それを盛り込まれるということで、大変それについてはいいなというふうに思うんですが、地方創生というのは、やはり基本的には、これだけ借金まみれの国になってしまって、財政的な破綻状態になっているんですね。その中で、今、国がやろうとしているのはコンパクト化、国においては大阪、名古屋、東京を中心に世界と競合していくと。また、市や町においてもそれぞれコンパクトというものがつくりますよね。極端な話は、紀美野町においては役場周辺に何もかもまとめていくような、そういうふうな形でやっつけよう。これが中心にあるように聞いているんですけども、さて、今、課長の言われている、そういう町の考え方と、そのところでは矛盾なくいけるのかどうか。

また、基本的には恐らくコンサルを導入していくんだと思いますけども、コンサルというのはもう皆さん御承知のとおり、大体どこにでも合うようなものがつくられておって、それにそのところをちょいちょい入れていくと、極端な話ですよ。そう言ったら失礼ですけども、そういうようなことも過去にあったように聞きます。

ですから、今、課長の言われているということは、町長のお考えだと思うんですけども、それのところと矛盾なくやっつけられるのかどうか。そのところのお考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再質疑にお答えをいたしたいと思います。

この地方創生といいますのは、地方に元気をもたらそうと、活性化さそうと、そのために地方自治体において、5年間をめどに、どうしたまちづくりをしていくのか、それを立案し、そして実行させていく、そうしたことで申請をなささいというふうな制度があります。

したがいまして、今、議員が申されましたようなコンパクトシティーというのは、これはちょっとまた別の問題でね、将来的にそのコンパクトシティーでなければ、日本はちょっとやっつけいけないんじゃないかというその持論はありますが、今回のその地方創生というのはそうじゃなしに、やはりこの紀美野町、これから5年後には人口はどうな

るか、そしたらそれをとめるためにはどうしたらいいやろか、また活性化させていくためには、どういう手法をとっていったらいいやろかということで、実は、私は先ほど課長のほうからも説明ありましたように、今、町おこし等々に取り組んでいただいているその団体の皆さんにも意見を聞き、これからのまちづくりをどうしたらいいやろかという奇抜な意見も聞きながら、このまちづくりの立案をしていきたい。

そしてまた、もう一つは、若い職員の皆さん方がこれからやはりこの紀美野町を背負っていかんなんのですから、やはり将来的にこの紀美野町をどうしていきたいという若い人なりの考えがあらうかと思いますので、そこらを吸収しながら、要は立案をし、そしてこの委員会へかけていきたいと、そのように考えておるところでございます。

その中には、別にアンケート調査という全町民に対するアンケート調査、これなんかも予定をいたしております。したがいまして、町民はどうしたことを考えているのか、また、町おこしの皆さん方はどうしたことを考えているんやと。そしてまた若い諸君はどうしたことを考えているのか、そうしたことを意見を掌握しながら、最終的にこの立案をしていきたいと。そうした考えでございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思えます。

財政的には非常にそれをするによって、また国のほうからの交付金、交付制度というのがありますので、それを財政的なことを考えますと、奇抜なその立案というのは非常に難しくなっております。したがいまして、まずはその意見を掌握するというところから始めてまいりたいと思えますので、ひとつ御理解のほどをよろしくお願い申し上げたいと思えます。以上です。

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 町長の方針については非常に結構だと思います。その立場で頑張っていただきたいと思うんです。ただ、国の考えていることについては、さっきのコンパクトの問題もあれば、今までは事業のもとに予算が来たけれども、金はやるから、そこからのことは自分らで考えろと、そういうふうな方向に変わっていくんですよ。ですから、十分に我々の考えと一致するならばいいんですけども、そうやなければ、本当に思いが中途半端に終わってしまうと。そうなりかねんわけですね。今もう本当に国が言っていることは、平和のために戦争するというふうな、非常に言うてることが矛盾している状況の中にあるわけで、これからの町おこし、活性化ということについても十分に吟味しながら、また十分に町民の考えを吸い上げて、方向だけを考えてい

っていただきたいと思うんです。これは要望でもいいですけども。以上です。

○議長（小椋孝一君） 要望ですので、回答はいいですね。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第55号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第56号 紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第3、紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 1点だけ。これから続く3つの議案が一括議題になるのではないかと思って考えていたので、同じことをまた3回言わなければならないのですが、いわゆる訪問看護療養費と家族訪問看護療養費が加わったのみということで、表現の仕方は変わってるけども、あとは全くその運用については変わらないということなのか、その点についてだけ確認させてください。以上です。

（5番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長 (増谷守哉君) 田代議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今回の改正につきましては、議案で出ささせていただいておりますとおり、また、新旧対照表のほうで見ていただいておりますとおり、訪問看護療養費、それから家族訪問看護療養費のこの2つの療養費を加えるということの改正でございます。議員おっしゃるとおりでございます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第56号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第57号 紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例
について

○議長 (小椋孝一君) 日程第4、議案第57号、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番 (田代哲郎君) 議案第57号も運用については同じなのか、その点だけです。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長 (増谷守哉君) 田代議員の御質疑にお答えさせていただきます。

ひとり親家庭医療助成条例の改正の内容でございます。この条例の中の第5条の中に医療に要する費用の額ということで、対象の項目が入ってたんですが、県の要綱のほうでその改正がなされまして、先ほど言いました訪問療養費が入っております。しかし、町の条例のほうでは先ほど申しましたように、医療に要する費用という表現でありましたのを今回医療保険各号に規定する療養の給付、療養費訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費及び保険外併用療養費という療養費に変えたということでございます。具体的な内容的には訪問看護の療養費と家族訪問看護の療養費を変えたという内容ですが、表現的にはそういう形で変えることになってございます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第57号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第58号 紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

○議長 (小椋孝一君) 日程第5、議案第58号、紀美野町重度心身障害者医療費

助成条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) 同確認ですので、質疑内容はちょっと割愛しますが、その点について、運用は変わらないという、訪問看護と家族訪問看護療養費、いわゆる療養費という表現で運用は変わらないという点の確認だけさせてください。以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長(増谷守哉君) 田代議員の御質疑にお答えさせていただきます。

この重度心身障害者医療助成条例の改正につきましても、先ほどのひとり親家庭医療助成条例の改正の内容と全く同じような内容となっております。ということで、答弁とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長(小椋孝一君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第58号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第59号 平成27年度紀美野町一般会計補正予算(第1号)について

○議長（小椋孝一君） 日程第6、議案第59号、平成27年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） それでは、一般会計補正予算（第1号）について、質疑をさせていただきます。

まず、22ページです。18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で財政調整基金繰入金が3,724万8,000円という計上になってますが、繰り入れ後の基準残高についてお願いいたします。

歳出に移ります。

23ページです。2款総務費、1項総務管理費で電子計算費、一般財源103万6,000円、国支出金が103万6,000円で、いわゆる一般財源の103万6,000円減額補正と国支出金の補正でいわゆる財源の組みかえだけなんですけど、この問題について支出はありませんが、あえてマイナンバーについて質疑しようと思えば、この項目しかありませんので、いわゆる社会保障税番号制度システム整備補助金ということで、確定による財源の変更ですが、マイナンバー構築のいわゆる国の補助でやっていることですが、進捗状況等で今後の手順等について、把握しておられる範囲で結構ですので、その点の御説明をお願いします。

3款民生費です。民生費は27ページです。3款民生費で2項児童福祉費、6目学童保育費です。7節の賃金で、臨時雇用117万円の計上になってます。指導員の増員という説明であったと思うんですが、現状と、それから今後どういう増員をするのか等についての御説明をお願いします。

4款衛生費も27ページでございます。2項の清掃費、1目清掃総務費で19節負担金、補助及び交付金で紀の海広域施設組合負担金1,765万6,000円の減額補正になっています。2目塵芥処理費、13節委託料でゴミ収集委託料減額153万3,000円の減額補正で、資源ごみリサイクル委託料273万5,000円、一般ごみ焼却委託料1,152万円、それから資源ごみ分別委託料が66万8,000円、粗大ごみ処理委託料841万4,000円という補正になってます。この補正について説明をお願いします。

それから、28ページで5款農林水産業費です。農業費、農業振興費で1節報酬ということで、鳥獣被害対策実施隊員41万円が計上です。この増員ということであったんですが、現在の数と状況等の内容もあわせてその増員、どういう増員をするのかの説明をお願いします。

9款教育費で34ページまで飛びます。4項社会教育費、9目文化センター管理運営費で15節の工事請負費、文化センター整備工事470万円の計上です。カーテンの整備ということだったんですが、もう少し詳しい内容についての御説明をお願いします。以上でございます。よろしくをお願いします。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) 田代議員の御質疑にお答えを申し上げたいと思います。

まず、22ページ、18款繰入金、1項、1目財政調整基金繰入金、今回3,724万8,000円の補正でございますが、この補正後の基金の残額という質疑であったかと思えます。残額につきましては5億7,637万1,000円となります。

次に、23ページ、6目の電子計算費の中で国庫支出金が103万6,000円増額で、そのかわりに一般財源が同額の103万6,000円減額になってございます。これにつきましては、21ページをごらんいただきたいと思えます。歳入の21ページでございます。21ページで14款、2項、1目総務費国家補助金というところで、社会保障税番号制度システム補助金ということで103万6,000円の増額になっております。これは先日御説明申し上げましたように、国の補助金の内示額が確定したということによる増額でございます。この103万6,000円歳入が増額をいたしましたので、もう一度23ページに戻っていただきますが、国庫支出金が同額103万6,000円の増額、それが増額になりましたので、一般財源が自動的に103万6,000円減るということでございます。

それから、マイナンバー制度についての全体の流れと申しますか、制度の流れと、それから今現在紀美野町の進捗状況はどうかという御質疑であったかと思えます。

まず、マイナンバー制度の実施につきましては、流れにつきましては、平成27年10月でありますけれども、あくまでも予定でございますが、住民票を有する方に12桁のマイナンバー、要するに個人番号でありますけれども、通知がされます。それから、

平成28年、来年の1月でございますが、マイナンバーの利用が開始されます。税の手続や年金、医療保険、雇用保険などのマイナンバーの利用がされます。

それから、平成29年1月には、個人ごとのポータルサイトといいたまいますか、マイポータルの運用が始まります。マイポータルといいたまいますのは、マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかを確認できる、自分で確認できる、そういう制度でございます。それが始まります。それから、平成29年4月でございますが、地方公共団体も含めた情報の連携が始まっていくという、こういう道筋でございます。

ただいま大まかに御説明をいたしました平成27年10月以降に住民にマイナンバーをお配りするということと、平成28年1月、2つ目に説明しましたにマイナンバーの利用開始についての準備は既に平成26年度で終えてございます。システム改修は終わっております。今申し上げた後段のほうですね、平成29年1月、要するにマイポータルが運用が開始されるという部分と、地方公共団体も含めた情報連携が開始される、これは平成29年の7月でございますが、この平成29年に行われることについて、現在平成27年度で整備を進めているところでございます。これはあくまでも予定でございますので、今後国会の成り行き等で多少のずれはあるかもわかりませんが、予定としてはそのようになってございます。以上でございます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長 (増谷守哉君) 私から、4款衛生費の2項清掃費、それから1目の清掃総務費の紀の海広域施設組合の負担金の減額分、それから2目の塵芥処理費の中の委託料の増減ありますが、これについての御説明をさせていただきます。

紀の海広域施設組合において、現在エネルギー推進施設、それからマテリアルリサイクル推進施設及び管理棟の建設のための新清掃工場の建築工事が進められているところでございます。現在の工事の進捗状況といたしましては、3施設とも建物の外壁工事がおおむね完成いたしまして、建築物内の機器、それから施設の工事を現在進めておるところでございます。

しかしながら、請負業者のほうから東日本大震災の復興、それから2020年に開催を予定されている東京オリンピックの建設工事等の影響を受けまして、全国的な建設業界の労働者不足が深刻となってきたということから、特に型枠職人、ALC職人の

不足が大変著しいものとなっているという状況でございます。この影響を受けまして、紀の海の工事におきましても、請負業者としては計画労働者数を確保するために、全国各地の型枠職人等を探しているところでございますが、なかなか見つからないという理由のもとに、今回工事をしている工期におさめることができないということから、当初11月から稼働を開始するというので計画を進めてたんですが、2月まで工事がかかるといことで、4カ月の工事延長となっております。これにつきましては、組合のほうで議会の中で可決をして、もう契約変更も済ましているところでございます。

そういう原因のもとに、今回一般会計のほうで紀の海の関係の補正ということをしていただいているところでございます。清掃総務費の負担金補助及び交付金におきまして、紀の海広域施設組合の負担金、減額で1,765万6,000円、これにつきましては事業の内訳は、熱回収施設とそれからリサイクル施設、この施設の当初予定であった11月から3月までの期間5カ月の運営費ということによって上げさせていただいておりましたが、これについては3月から稼働開始ということによって1カ月となっております。そのための減額ということになってございます。

それから、塵芥処理費のうちの委託料、ごみ収集委託料、マイナスの153万3,000円でございます。これにつきましては、現在、旧野上町の中でごみの収集、パッカー車を使って収集しているところでございます。これにつきましては、現在行っている一月当たりの委託料が255万円でございます。次、新しく紀の海のほうへ持っていくということになれば、運搬距離等が非常に長くなるということによって一月当たり293万3,000円ということになっております。当初現行の方式を7カ月、10月いっぱいまで行って、その後5カ月については紀の海のほうへ持っていくということによって予算化してございました。ところが、現在海南のほうで焼却をしておりますが、この期間が7カ月が11カ月に延長される、それから、紀の海へ持っていく期間が5カ月から1カ月に短縮されるということによって、その差し引きでマイナス153万3,000円となっているものがございます。

次の資源ごみリサイクル処理委託料、それから、一般ごみ焼却委託料、資源ごみの分別委託料、粗大ごみ処理委託料につきましては、当初7カ月の委託期間でございましたが、工期が延長したということによって、11カ月の委託料ということによって、延長されたので、全て同額となっているところがございます。以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長 (大窪茂男君) 田代議員の御質疑にお答えいたします。

28ページの5款、1項、3目農業振興費の1節報酬41万円でございます。鳥獣被害対策実施隊員につきましては、平成27年3月に御可決をいただいて、当初予算において30名を予定しておりました。ところが地形的に詳しい人、また気心の知れた仲間のチームワークということで、隊の編成を組むに当たり50名となったものでございます。20名の増額ということでございます。紀美野町で3つの隊を編成いたしまして、町が指定する日に被害状況の調査また捕獲等を計画してございます。以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務学事課長、前田君。

(総務学事課長 前田勇人君 登壇)

○総務学事課長 (前田勇人君) 田代議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

27ページの3款民生費、2項児童福祉費、6目学童保育費ということで、7節の賃金についての増額と現状についてどうかということであったかと思えます。

そのことにつきましては、現在の学童保育というのは、野上学童保育所と下神野学童保育所の2カ所がございます。野上学童保育所には現在37名で3名の指導員が当たっております。下神野学童保育所につきましては、24名で2名ということになっておるんですが、この24名の中にですが、多動性障害のお子様がおられるということで、そちらのほうに手がかかるといったようなことでございまして、1名増の3名体制をとらせていただいております。以上でございます。

(総務学事課長 前田勇人君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 生涯学習課長、岩田君。

(生涯学習課長 岩田貞二君 登壇)

○生涯学習課長 (岩田貞二君) 田代議員の質疑の9款教育費、4項社会教育費、9目の文化センター管理運営費の中の15節工事請負費、文化センター整備工事費470万円についてであります。

文化センターでは、国体に関連しましてホッケーの開会式が行われます。そのために

周辺を整備してお迎えしたいということで、工事内容としましては県道から文化センターまでの道路沿いの草刈り、また間にありますツツジの剪定等を行って、駐車場の周辺の法面の草刈り等を行っていきます。また、文化センター正面のインターブロックが凹凸が出てきていると。そういうことで、補修をかけていきたいと思っております。また、道路とそのインターブロックの間に歩車道ブロックというのが入っているんですが、それが10数メートルにわたって割れているという状況になっております。それも改修したいと思っております。

それから、文化センター内のホワイエのカーテンも修繕して取りかえていきたいと思っております。文化センターは、平成10年に完成しまして、17年目になっております。いろいろ傷んでいるところがございますので、修繕を行いたいと思っております。

(生涯学習課長 岩田貞二君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 5番、田代哲郎君。

○5番 (田代哲郎君) 27ページの学童保育の指導員の増員ということで、下神野学童保育のほうに注意欠陥多動性障害という発達障害なんですけども、最近子どもの中にもそういう多動性障害等でクラスがまとまらないというようなことがあったりして、学校現場でも紀美野町であるかどうかはわからないんですけど、下神野学童保育にあるということは、下神野小学校でそういうあれがあるんだろうと思います。

それに対応するために、2名から1名ふやして24名の3名の指導員で担当するということだと思います。ただ、1つはそういう障害のいわゆる指導員として、ノウハウとか、そういうことを今まで発達障害の教育とか、そういうことに精通した人を雇うということなんか、ただふやして、その人に多動性障害の子どもに対応してもらおうということなのか、その辺のことをちょっとお聞かせください。

それと、27ページ、塵芥処理費の委託料でゴミ収集委託料を減額補正したのは、これ全部工事の完成がおくれているからだということで、一般ゴミ焼却委託料とか粗大ゴミ処理委託料等に関しては、非常に金額的に大きいんですよ。こういう業者の予定がおくれたと、人手が思うように集まらないのでということで、おくれているということについては、町として業者なりへこの損失というんですか、そういうことを請求できるのかどうか、その辺についてちょっとお聞かせください。

○議長 (小椋孝一君) 総務学事課長、前田君。

○総務学事課長 (前田勇人君) 田代議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

指導員につきましては、そういった職種の持った方ではございません。あくまでも学校で指導されることだと思いますので、学童保育では預かっているというような形でございますので、その点御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時00分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時01分）

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 田代議員の再質疑にお答えさせていただきます。

今回、この工事の延長に伴う費用の増額分ということ、これについてどうなるのかという話でございます。この新工場の組合のほうと、それから請負業者のほうの建設工事、契約の第28条第1項の中で、第三者に及ぼした損害については請負業者のほうで負担するという形となっております。この場合、組合のほうでは今回の工期の変更に伴う構成市町村の損害については、これに該当するという考えでいるようでございます。このことについては組合と業者の間で変更契約も行っておりますけれども、この事前協議の中で今言われた内容のことも協議を済ませていると聞いています。

町としては、そういう中で来年度もことしの決算が終わった時点で、状況を見ながら、今言われたような形をとっていけるのではないかと考えているところです。以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございますか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） それでは、質疑をさせていただきます。

先ほど田代議員のほうからもあった21ページの国庫支出金の国庫補助金、要するにマイナンバーですね、総務費国庫補助金の103万6,000円、それに関して歳出においては、こういうことでいよいよさっきの答弁であれば確定ということのようであります。そういうふうな方向にあるんですが、最近出てきた年金機構における流出ですね、それによって問題になってきています。それで、その中身が単にシステム上というふう

な問題だけでなく、非常に安易な形で流れていると。そういうふうなことについては防ぎようが非常に難しい。きょうの新聞見ていましたら、年金機構の番号をまた変えてしまうというようなことで、大変な私たちの税金がまたそこに使われるようなことのようにありますけれども、そういうところであって、紀美野町として、このところでマイナンバーに進めていっていいものかどうか、その辺をとこももう一度お聞きしたいと思います。

次に、今、田代議員の中でもあった27ページの衛生費の中の清掃費、この塵芥処理場の処理費の問題でございます。

組合としても違約金をもらうということと言われておりましたけれども、それが今の答弁ではもらえると。2,100万円余りの支出がうちにとってはふえるわけですね。こここのところはそういうふうになんか丸々入ってくるのかどうか、その辺のところについてお聞きしたいと思います。

28ページの農業費の3目農業振興費、16節原材料費ですね、鳥獣害防止総合対策、ここで1,239万1,000円の予算がのってるわけでございますけれども、今、国のほうは、この予算を減らすということできているようなんですよね。大体地域にとってみたら、この事業ももうほとんど済んでるんじゃないかというふうにお聞きしてるんですけれども、こここのところはどうなってくるんか。

それから、一応確定の方向にはあるというふうには聞いているんですけども、正式に決定するのはもうちょっと後なんですよね。そうやってきて、この予算どおりに国からの補助金が交付されるのかどうか、されなかった場合は、町としてどのような対策を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。その点、よろしくお願いします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) 美濃良和議員の御質疑にお答えをしたいと思います。

21ページ、14款国庫支出金、2項、1目総務費国庫補助金で社会保障税番号システム整備補助金という関連質疑と思われまますけれども、セキュリティーは大丈夫かと、町として進めていいのかという御質疑の内容であったと思います。

年金機構の情報漏えいにつきましては、私もマスコミ報道等で聞いておるところでございます。約125万件、人にして約50万人の個人情報が出たということでござい

ます。

そういうことがありました。それから、国のほうでもいろいろとそういったことに対して国会のほうでも審議がなされているようでございます。しかしながら、町としては、これは法律で決められたことでございますので、粛々と準備を進めていかざるを得ないというところでございます。セキュリティーのことにつきましては、今後、国・県の御指導もいただきながら、マイナンバーシステムの情報セキュリティーが安全になるよう対応していきたいと考えてございます。国もいろいろと検討していると聞いてございますので、今後いろんな御指示が県を通じて来るものと考えております。それによって対応してまいりたいと、かように考えてございます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長 (増谷守哉君) それでは、美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

27ページの4款衛生費のうちの塵芥処理場の増額分2,297万1,000円分、これについては業者のほうから損害賠償を請求という形でできるのか、この額をいただくのかという形でございます。ただ、工事の延長に伴いまして、清掃総務費のほうでマイナスの1,765万6,000円が減額になっていると。町とすれば、この金額と今言った2,297万1,000円の合算額ということになりますと、540万円程度の増額になろうかと思えます。私どもは、予算上で今こういう額になっているんですが、精算を行って、業者と組合の間の中でその内容を精査して算出された額で町としては請求ということになろうかなと考えてございます。以上、説明とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長 (大窪茂男君) 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

28ページの5款、1項、3目農業振興費の16節原材料費1,239万1,000円でございます。国からの10分の10の防護柵に対する資材費でございます。当初におきまして10カ所の780万円を予定しておりましたが、要望を受け付け、審査した結果、2,019万1,000円となり、1,239万1,000円の不足となったもので

ございます。県におかれましては、額の確定というのはまだいただいております。この要望どおり今要望しているところでございます。

それで、予算どおりつかなかった場合は、町としてはどうするのかということでございますが、確定していないので今は何とも言えませんが、減額になってくれば、また地域とお話ししまして、柵の張り方の工夫とかを検討していただくとか、また、県単、町単で対応していただきたいと、このように思っております。以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) 21ページの今言うところのマイナンバーですね、先ほどの田代議員の答弁の中で平成29年からでしたか、マイポータルでしたっけね、マイポータルということで、使ったかどうかがわかるというシステムが動き始めるということで答弁ありましたけれども、そうなってきたところで、情報が漏えいした場合については遅いんですよね。今我々、年金機構の件で125万、これ最低125万ということで、これは確定ではない数字ですよ。これがあちこちでそれに使ったような問い合わせ等が来たりして、不安がっておられますけれども、この紀美野町ではまだ出ていないというだけで、漏えいしたかどうかということについては、わからんというふうな状況ですよ。

そういうふうな中で、今このマイナンバーについて、やはり慎重に稼働していくまでに考えていかなければならないんじゃないかという、年金機構の場合はシステム上の問題もあるけれども、非常にぼかと言うか、何と言うか、話にならんようなところもあるようなので、これについては、マイナンバーにおいても防止しようのないようなところなんですよ。そういうところで我々町民の情報が漏れていくということについて、これはもう一遍考え直さなければならぬんじゃないかと、国のほうは粛々とやっているんかわかりませんが、町として町民のプライバシー、情報をどんなに守っていくか。大変なことですよ。もう貯金の口座番号までわかってしまうようなことになって、それが出ていった場合、どうなるんかというふうにと考えたら、今、本当に考えなきゃならない、そういう状況にあらうかと思いますが、その辺の対応について、ここに出ていますので、お聞きしておきたいと思っております。

それから、塵芥処理に関するところでの予算ですね、トータル460万8,000円

の差額が一応年度を締めたところで元請業者のほうに対応するという事なんで、それはそれでお願いしたいと思いますが、それと同時に、さきの議会で、この広域施設の供用開始と同時にやろうとした状況ですね、例えば旧美里においては、生ごみの処理回数もふやすという、旧野上と合わすということとか、それから、ごみ袋の使い勝手の点から、それも改めるとか、そういうようなところはもうこの供用開始と同時にやるということなんですけれども、これが数カ月延びた場合にどうなっていくのか、町民の方々は期待していると思いますけれども、その辺について聞きたいと思います。

それから、農業ですね、ここのところで、農業振興費の中の防止対策で1,239万1,000円、これは県のほうは、これから確定していくのでどうなるかわからんと。それで減額された場合については、要するに2分の1補助の町単、あるいは3分の2補助の県単ですか、それを利用していくことを進めていくということなんですけれども、それで今までの事業として続けてきた中身もあることから、町としてもそれについては単に制度を利用せえと、変えたらええわということだけではなくって、町としての予算の執行はあるかどうか、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 美濃良和議員の再質疑に対しまして、お答えを申し上げます。

年金機構のサイバー攻撃につきましては、議員おっしゃるようにヒューマンエラーが大きかったということは、私もそのように思います。ただ、税番号制度におきましては、もう既に法律でこれは決められていることですので、私どもとしては先ほども申しましたように、法律で決まったことに対しまして粛々と準備を進めるしかない。その中でセキュリティーにつきましては、今後、県・国の御指導を仰ぎながら進めてまいりたいと、もうこれにつきますので御理解を賜りたいと存じます。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 美濃議員の再質疑にお答えさせていただきます。

塵芥処理につきまして、今度、紀の海の新工場のほうへ、当初は11月からということでありました。前回の議会の中で美里管内の生ごみ回収の回数を見直し、それから指定ごみ袋をくくりやすいように切り込みを入れた形で見直していきたいということで、当初は11月からということで考えてございました。しかし、4カ月延長になったということで、今言いました見直し等につきましては、3月から実施してまいりたいと考え

てございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

○産業課長（大窪茂男君） 美濃議員の再質疑でございます。

国の事業10分の10という事業でございますので、100%でございますので、町の補助金は上乘せということではできないことになってございますが、この国の事業で減額になってきた場合は、地域の方と相談してこの事業内で賄えるような張り方というんですか、その工夫を考えていただきたいと思っております。それでもなお足らない場所があれば、県の事業、町の事業を活用していただきたいと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） マイナンバーについて、今、課長も粛々とやっていくということで、県と国のやり方を聞きながらというふうなことの答弁だったかというふうに思うんですけれども、それで情報が漏れたら仕方なかったでは済まんと思うんですよ。いろんな情報が、病気の問題から個人の持っている病気やら、また金については、そういうふうに口座番号まで出て行ってしまって、これはもう、とめなきやならんというふうに思うんですよ。それもまだ年金番号のそのところのそういう問題がなければ、それもそういうことでええんかわかりませんが、実際に起こっているんですからね。しかも、あの年金機構の問題が起こってから、それまでいかにも安全なように言うておったのが、起こった途端に、これは仕方ないんだと、年間でしたっけ、5億回からのそういうサイバー攻撃を受けているんだとか、それもほんまに言いわけがましく次々と攻撃を受けて、仕方なかったと。起こったらそういうふうに言うんですよ。それまでは大丈夫なんだ、こういうセキュリティーが敷かれているんだというふうに言うておったわけですけども、いかにも情けないというんか、それで本当に国民のそれを守るんかというものすごい無責任なことが今回のところで明らかになったわけですね。

年金機構で我々の税金を使って番号を変えるのと、それから、そのサイバー攻撃に対して年間50億円の予算使ってその対策をしているんだと、こんなことも言ってるわけでしょう。ばかにするなって本当に皆国民怒ってますよ。さらに今度はそれにマイナンバーを持っていかれて、何も保証が、言うだけでないわけでしょう。こういうところで、我々仕方ないから粛々というわけにならんと思うんですが、それについてもう一度答弁いただきたいと思います。

それから、27ページのこのごみの問題で、3月からになるから、いろんなさきの議会であった生ごみの収集回数等の変更については、それまで待ってもらわなきゃならんということであったんですけれども、できるものならば住民の方が喜んでいただけるんですから、進めていくべきだと思うんですが、どうしてもできないものかどうか、もう一度答弁いただきたいと思います。

28ページのこの鳥獣害の問題ですけれども、地域と相談してということでありましたけれども、何にしても今の話でしたら、国の補助金の額が決定して少なくなったら、後はもう従来の県と町のそれぞれの事業を使ってやってもらいたいと。今までこういうふうな形で国の事業のところでやってきたところは一定の数字で来ている以上、その同じ事業を平成27年度についてもやろうとしているところについては、それは町としても考えなきゃならんのではないかというふうに思うんですね。県のほうで決定した金額が予算執行のところでそれだけの事業をするというように決めたら、それについては町として持ち出しをしなきゃならんのではないかというふうに思いますが、もう一度答弁いただきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 美濃良和議員の再々質疑にお答えを申し上げたいと思います。

同じような答弁でまことに申しわけございませんが、先ほども申し上げましたように、この社会保障税番号制度システムにつきましては、既に国のほうで国会を通してもう決められた法律として進められておるものでございます。これは紀美野町だけで行っているものではございません。日本全国で同じように、同じ制度で同じシステムのもとで進められているものでございますので、紀美野町だけここでやめるというふうな選択肢はとれないものでございますので、御理解賜りたいと存じます。

また、セキュリティーにつきましては、何度も申し上げますけれども、我々としては非常に専門性の高い、サイバー攻撃というのは非常に高度な専門性があるもので攻撃してくると聞いてございます。もう町一町では対応できないということの中で、国のほうで今現在検討をしているところと聞いてございます。また今後いろんな御指示も、この年金機構のこともございましたので、それも含めて多分国は調査をしているんだと思いますけれども、そういうことも含めまして御指導が来るものと考えてございます。何とぞ再々度の御理解を賜りたいと存じます。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 美濃議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

美里地区になるんですが、生ごみの回収2回というのを11月から先行してできないかという話でございます。今回のごみの回収というんですか、今回の改革というのは大変大きな変革になってございます。現状では先ほども申しましたけど、3月から変わっていくということでございます。その前に、今の現状のまま週2回収してはどうかという御質疑でございますが、私どももできればそういう形でやっていきたいと考えているんですけども、4カ月を挟んで2回の方法の変更というのは、私どもの処理能力では非常に困難な状況になりますし、町民の皆さんにとりましても短い期間での変更というのが非常に紛らわしい状況になって混乱を招く危険性がございますので、3月から大きく変えるということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

○産業課長（大窪茂男君） 美濃議員の再々質疑でございます。

この地域の要望どおり、応えられるように努力をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第59号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 先ほどから質疑を行って、かなり問題があるんじゃないかというふうなところから、私は反対討論を行いたいと思います。

このマイナンバーについて、これは町の責任ではなくって、町は町としての責任を果たして立派にやっていただけていると、これは私どもも理解しております。しかし、この制度的な中で、今度国のほうも予算が確定してきて、そういうふうな方向に進んでいくと。それと同時に、今起こってきている年金機構の問題、情報の流出が起こったと。これも本当にあってはならないんですけども、システム上で問題が起こったというだけではなくって、まさに個人の責任も非常に大きい、こういうことについては果たして本当に徹底してやっていけるのかどうか、守っていけるのかどうかという、非常に問題

のある内容が発覚したわけですね。このことが起こってはつきりしてきたのは、すぐに年5億回のそういうハッカーからの攻撃を受けているとか、いろんな問題があるということが次々に言いわけもあるんでしょうけれども、出てきていると。そんなことがある中で、では、マイナンバーが本当に私たちも町民のそういうプライバシーが守れるんかということがまさにあやふやになってきているという、そういう内容になってきているのではないかというふうに思います。

そういう中で、この問題については、町民の情報、プライバシーを守る、それから大体このマイナンバー自体が国民の管理しやすいための、そういう内容のものであると、そういうふうなことから、ここの大きな問題になってくるということがまず1点あるというふうに思います。

また、衛生費の中のごみ処理施設ですね、これがオープン、要するに供用がおくれるということで、その中で議会のほうに提案されて、さきの議会の中でそのごみの回収の方法等が変わってくるわけですね。あれはまだ決まっただけで情報は流してないんですか。でも、この議会に提案して通ったということは町民に通したということになるんですよね。そういうことですから、これで変えたら、これのほうで町民が混乱すると、こうなってくるんですね。ですから、11月からやるということについて、きょうのこの議会までは11月から始まるんですから、そのとおりに通していくことのほうが混乱が町民にはないと思うんですよ。ですから、ここのところで私は1つ大きな問題があるというふうに思います。

また、鳥獣の問題について、国の10分の10の補助について、今までこういうふうな事業できて、この平成27年度でこれで少し切れそうですよということでは、なかなか住民の方々の理解が得られないと思います。そうならないように努力するというございだったので、その努力は大いに期待して、その点については期待いたしますけれども、さきの2点から、私はこの補正予算に反対いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長 (小椋孝一君) 起立多数です。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時35分)

再 開

○議長 (小椋孝一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

◎日程第7 議案第60号 平成27年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号) について

○議長 (小椋孝一君) 日程第7、議案第60号、平成27年度紀美野町国民健康
保険事業特別会計補正予算 (第1号) について、議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番 (田代哲郎君) 43ページの歳入からです。歳入の3款国庫支出金、1項
国庫負担金、2目高額医療費共同事業負担金、1節も高額医療費共同事業負担金です。
高額医療費共同事業負担金121万4,000円の計上です。

それから、6款の県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、1節高
額医療費共同事業負担金で121万4,000円と同額の計上になっています。

7款の共同事業交付金、1項から1節までずっと共同事業交付金で、共同事業交付金
が243万1,000円の計上です。

これは、3つの共同事業関係の負担金や交付金の合計額は485万9,000円とな

ります。

歳出に移ります。次の44ページ、歳出の7款共同事業拠出金、これも共同事業拠出金で1目高額医療費拠出金です。歳出で出ていく分で、19節負担金、補助及び交付金で高額医療費共同事業拠出金が485万9,000円となっています。

共同事業関係の交付金や負担金の歳入額はそのまま拠出金に充当されているという状況です。この仕組みについて、3月の議会でも質疑したと思うんですが、今まで30万円以上だったのが、1円から交付金がおりてくると。高額医療のそれがおりてふえたのはいいんですが、ふえておりてきた金が。そのまま拠出金として国保連へ行ってしまふという、この仕組みがね、ちょっと僕もいまだによく納得いかないというか、せっかくふえたのが全部拠出金として持って行かれてしまうという、このことについて説明をお願いします。

それから、歳出の8款保健事業費です。1項特定健康診査等事業費、同じ44ページです。1目特定健康診査事業費で7節の賃金、臨時雇用66万5,000円で保健師の臨時雇用という説明でした。私の希望としてはできたら保健師なら専門職は正規雇用で保健事業に携わってほしいと思うんですが、ただ、健診といういわゆる臨時雇用の問題というだけでなく、質疑としては特定健診の受診率の推移と直近の受診率がどうなっているのか、我が町の特定健診は非常に頑張っているという、保健事業を頑張っているということなんで、その点についてお聞かせ願いたいと思います。以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長 (増谷守哉君) それでは、田代議員の御質疑にお答えさせていただきます。

内容につきましては、43ページの歳入の中で3款、1項、2目の高額医療費共同事業負担金、それと、6款県支出金、1項、1目の高額医療費共同事業負担金、これにつきまして県の負担金でございます。それと、7款の共同事業交付金、1目の共同事業交付金、この合算額が485万9,000円。歳出のほうで、44ページの7款の共同事業拠出金ということで、高額医療費拠出金、これにつきましても補正額が485万9,000円ということです。

歳入と歳出が同じということで、前回の3月の議会のほうで同じような内容というこ

とございましたけども、3月につきましては、保険財政共同安定化事業ということでちょっと事業の内容が違います。今回の事業については、国民健康保険の事業につきましては、市町村単位で運営されていることから、小規模保険者において予想外の高額な医療費が生じた場合、保険財政に与える影響が非常に大きいものがあるということから、このために国連連合会において実施が国保連合会となり、都道府県ごとに会員である市町村を対象に高額な医療費の発生に対する再保険的な事業を行い、財政運営を安定化にすることを目指している事業でございます。先ほど読み上げました事業につきましては、こういう趣旨に基づいて行われている費目でございます。

国保連合会におきましては、市町村から医療費等に応じた額を拠出金として徴収して、高額な医療費、これにつきましては80万円以上のレセプトが対象でございます。この費用が発生した場合に交付金を交付する仕組みとなっているものでございます。

また、これに加えて、国及び都道府県は市町村に対してそれぞれ標準高額医療費共同事業拠出金の4分の1に相当する額を毎年負担するという事業でございます。

先ほど申しました国費につきましては、それと県費につきましては今言いました標準高額医療費共同拠出金の4分の1ずつをいただいているというものでございます。

それと、共同事業交付金につきましては、これは国民健康保険の連合会のほうから負担をいただいているものでございます。金額的には、実質的には共同事業交付金につきましてはもう少し金額がうえかと考えています。今回同額になっているということでございますけども、現在基金残高につきましても250万円程度の基金しかございません。医療費につきましてもどういうふうな推移をたどる、高額な推移をたどるという場合もございますので、歳出については確かな金額、県のほうからの通達の金額を計上させていただいておりますけども、歳入についてはできるだけ安定側ということで、低目の金額で調整をさせていただいているところです。このために歳入、歳出の金額が一緒であるという御質疑であったんですけども、実質は歳入のほうは少し大きいんですが、今後の国保の運用を考えた上で、安定側をとるということで、少し歳入のほうを抑えた形で予算を上げさせていただいているというのが現状でございます。

それと、特定健診の受診率の推移ということでございます。推移につきましては、平成24年度、これは法定報告による数値でございます。紀美野町におきましては35.5%、平成25年度につきましては、マイナス0.7%を減少した34.8%でございます。昨年度、平成26年度の率につきましては、平成25年度よりも1.8%ふえまし

た36.6%の受診率となっております。以上が受診率の推移でございます。以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 5番、田代哲郎君。

○5番 (田代哲郎君) 歳入と歳出のバランスについては、いずれまた抑えてあるんで歳入のほうが次の補正で上がってくる可能性はあるということなんで、そういうことで、このままだと本当にせっかく上がってるのに、高額医療費でお金が余計要ったから余計お金をくれるという仕組みなのに、その要った金皆持ってこいというんではちょっと納得いかんのですが、まあそれはそれとして、今後の推移を見ていきたいと思えます。

保健事業費で特定検診の受診率36.6%って、これは確定ではないと思うんです。10月見込みまで見て、そこで確定するんですが、それにしても、ただ年度ごとにちょっとずつ上がったり下がったりという微妙なあれがあるんですが、当面、紀美野町としては40%を目指すという目標を持ってますので、36.6%までくると、やっぱりもう一頑張りということで、ぜひとも40%に乗せたいなという思いがあると思います。やっぱりそういう健診事業の勧奨やとかにしっかりと力を入れて、現在とってる方法だけではなくって、いろんなことをやっぱり、ほかの自治体もこれを引き上げるのに高い自治体というのはそれなりの工夫をしておりますので、そういうことも検討しながら、ぜひともできるだけ早い時期に40%に達してほしいと思いますので、そういうところについての考え方をお聞かせください。以上です。

○議長 (小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

○住民課長 (増谷守哉君) 田代議員の再質疑にお答えさせていただきます。

昨年度の特定健診の事業につきましては、これは国のほうの今回の事業の必須の事業という中に未受診者への受診勧奨事業、それから判定値を超えている方への受診勧奨事業、また継続受診の勧奨事業、それから生活習慣病の一次予防に重点を置いた早期介護のための受診勧奨事業、この4つの事業を取り組んでいるところでございます。40歳、50歳の方が非常に受診率が低いということで、ここにターゲットを置いた形での電話または訪問、それからパンフレットを配ったりということで、受けていただけるように勧奨を行っているところでございます。

本年度につきましても、おとしより去年のほうが率が少し上がったということで、

ある程度の効果が期待できるということから、同じような内容ですが、さらに突っ込んだ形の勧奨を行っていきたいと計画をさせていただきます。

それと、去年では電話を若い方にしても、なかなか留守がちというのが非常に多かったということです。このために郵送で受診を受けることについてのその方の考え方ということ、アンケート方式で答弁いただいて返信をしていただくというふうな事業も平成27年度では実施して、絶対受けたくないという方がいるのと、できたら受けたいという方がいれば、そちらのほうを優先して抽出した形で受診率を上げてまいりたいという考えております。そういうことで頑張ってもらいたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第60号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第61号 平成27年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第8、議案第61号、平成27年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第61号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第62号 平成27年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算
(第1号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第9、議案第62号、平成27年度紀美野町野上簡易
水道事業特別会計補正予算(第1号)について、議題とします。

これから質疑をいます。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第62号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第63号 平成27年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算

(第1号) について

○議長 (小椋孝一君) 日程第10、議案第63号、平成27年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第63号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 請願第1号 「集団的自衛権行使を具体化する安全保障法案に反対する意見書」を国への提出を求めることに関する請願について

○議長 (小椋孝一君) 日程第11、請願第1号、「集団的自衛権行使を具体化する安全保障法案に反対する意見書」を国への提出を求めることに関する請願について、議題とします。

請願について、委員長の審査経過、結果の報告を願います。

総務文教常任委員長、町田富枝子君。

(総務文教常任委員長 町田富枝子君 登壇)

○総務文教常任委員長 (町田富枝子君) ただいまから総務文教常任委員長報告を行います。

付託を受けております請願第1号、「集団的自衛権行使を具体化する安全保障法案に反対する意見書」を国への提出を求めることに関する請願について、慎重に審査を行いました。その結果を御報告いたします。

この請願の要旨は、安倍政権が今、国会で成立させようとしている集団的自衛権行使を認める一連の法案は、「戦闘地域」への自衛隊派兵を認め、自衛隊員の武器使用は、「自己防衛」（正当防衛）に限られてきたものから大きく拡大し、また、日本が攻撃されてもいないのに、「存立危機事態」と政府が判断すれば、参戦する仕組みをつくろうとしていて、「重要影響事態」と判断すれば、「日本周辺」に限らず世界中で米国の戦争支援ができ、そして国際平和支援法をつくり、いつでも自衛隊を派兵できるようにしようとしている。

このような集団的自衛権行使を具体化する「安全保障法制」は戦争立法と言っても過言ではなく、制定すべきではないので、国に対し「集団的自衛権の行使を具体化する安全保障法制に反対する意見書」の提出を求めるというものであります。

委員会では質疑はなく、討論では、「近隣諸国の脅威と軍事力が増強していく中で、1つの国で自衛をしていくのは難しい時代になってきているので、それぞれ思いを同じくする国が支援することは必要で、無防備であってはいけない。安定性を求めるという点では集団的自衛権しかない。

戦争はあってはならないし、戦争を望んでもいないが、現在日本を取り巻く環境を考えると脅威がある。以前尖閣の問題もあったことから、世界情勢が常に変化している状況の中で何か起こってから対応するのではなく、戦争を起こさないための抑止力として集団的自衛権は必要であると考えます。また、現在国会において審議中なので見守ることとして、安全保障法制に反対する意見書の提出には反対する。」等の反対討論があり、また、「今まで憲法9条があって戦争をしない立場をとってきたし、個別的自衛権があって日本が攻められたときは自衛隊で対処するのであって、集団的自衛権にすりかえてはいけません。また、国の予算が防衛費に持っていかれて福祉の予算が削られるようなことがあってはならない。」との賛成討論がありました。

意見書を国へ提出することについては、反対意見が多く、討論の後、採決した結果、請願第1号は不採択との結論に達しました。

以上で報告を終わります。

(総務文教常任委員長 町田富枝子君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前 11 時 19 分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 23 分)

○議長（小椋孝一君） これから討論を行います。

反対討論を行います。

9 番、伊都堅仁君。

(9 番 伊都堅仁君 登壇)

○9 番（伊都堅仁君） 反対の立場で申し上げます。

国の安全保障というのは、国際情勢に密接に関連をしています。当然ながら、国際情勢を無視して国の安全保障を構築することはできません。我が国の平和と安全は戦後 70 年、安定した形で保たれてきました。その要因としては、日米安保条約の存在が大きかったということは誰もが認識をしているところであると思います。圧倒的なアメリカの武力の陰に守られてきたというのが実情であります。

当然ながら、そのアメリカが攻撃されるようなことは誰も想定していなかったわけですが、現実には、9・11 のようなことが起きてしまった。このことによって、世界の国々の安全保障に対する概念というのが、恐らく変えざるを得なくなったということであると思います。どうすればテロのような攻撃から自国を守ることができるのか、完全に守ることはできなくても、どうすればそのリスクを減らすことができるのかということ考えた中で、やっぱり他国と連携し、情報を共有し、役割分担をしていくことが最もよい方法であるというふうになっていったのであろうと思います。

集団自衛の考え方というのは、他国との連携を図るわけで、自国の都合だけを主張するということではできません。また、その役割分担によってリスクがふえるという面もあります。しかしながら、国全体の危険リスクを減らすという点については、それらに比べてはるかに大きいメリットがあるというふうに考えます。

憲法に抵触するという件については、多くの憲法学者は憲法違反であると言っています。学者でなくても条文を読めば、この件ばかりでなくて、自衛隊も安保も違憲になっ

てしまいます。しかし、最高裁判例では、国家には法律以前に固有の自衛権があつて、その範囲であれば違憲ではないという、自衛隊合憲の判決が出ております。また、日米安保については、砂川判決において、高度な政治判断に司法は関与しないという判例を出しました。政府寄りの判決であるというふうな意見もありますが、私は自国の自衛力に比べて、外からの脅威が圧倒的に大きい場合、そのバランスをとるための方法を考えるのは政治の責任であつて、司法が関与するべきものではないというその裁判所の判断であるというふうに思います。また、それはその固有の自衛力を超えるものではないという考え方で合憲という判断を下したのであるというふうに考えております。

憲法9条の平和主義については、理念というものはこれからも日本に非常に大切なものというふうに考えています。しかし、国際情勢は陸にはイスラム国、海にはソマリアやマラッカ海峡の海賊など、9・11の時点よりもさらに悪くなっています。また、中国の海上進出という脅威の増大も非常に問題であります。集団自衛こそが今の国際情勢の中で最も小さなリスクで最大の効果を得る方法であるということを申し上げて、反対討論とします。

(9番 伊都堅仁君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) 請願に対する賛成討論ということで討論させていただきます。

政府が5月14日閣議決定し、5月15日に国会へ提出した自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法、国連平和維持活動協法力など、10本の法律を一括改定する平和安全法制整備法案及び自衛隊の恒久的な海外派遣を認める新規立法で国際平和支援法案は、憲法違反の武力行使に道を開くなど多くの問題点を抱えています。

まず、後方支援で自衛隊の活動地域を非戦闘地域に限るとしてきた従来の歯どめを撤廃し、現に戦闘が行われている戦闘現場でなければ戦闘地域でも米軍を支援できるようにした点です。

イラクのサマワに自衛隊を派遣した、いわゆるイラク特措法では、対応措置の実施は武力による威嚇または武力の行使に当たるものであつてはならない。対応措置については、我が国領域及び現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期

間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる次に掲げる地域において実施するものとするとなっていました。

相手から攻撃されない限り武器の使用はしないこと。非戦闘地域でしか活動しないという歯どめがかかっているので、憲法違反ではないと政府は説明してきました。しかし、周辺事態に際して、我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の一部改正では、重要影響事態への対応の基本原則として、後方支援活動及び搜索救助活動は現に戦闘行為が行われている現場では実施しないものとする。ただし、既に遭難者が発見され、自衛隊の部隊等がその救助を開始しているときは、当該部隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係る搜索救助活動を継続することができるものとするとなっています。

安倍首相は、攻撃されたら武器の使用をすることになると答弁しましたが、武器を使用すれば、撃ち合いになり、憲法違反の武力行使に結びつきます。また、後方支援というのは、兵たん、つまり武器・弾薬の提供や供給、輸送、兵員の輸送、戦闘員の搜索活動、戦闘機への給油と整備など、そういったものを指します。戦闘行為と武力の行使と兵たんて一体のものであります。しかも兵たんは攻撃の対象として狙われやすいというのが軍事上の常識です。

次に、PKO法の改定で国連が統括しない治安維持活動を新たな任務に盛り込み、任務遂行のための武器使用を可能にしています。今の国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律では、国際連合平和維持活動（PKO）は、国際連合の総会または安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助、その他紛争に関連して国際の平和及び安全を維持するために、国際連合の統括のもとに行われる活動であって、武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合、武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されるものを言うとなっています。

しかし、その改正案では、「新たに国際連携平和安全活動、つまり治安維持活動を追加し、国際連合の統治の基に行われる活動や国際連合事務総長の要請に基づき参加する2以上の国及び国際連合によって」という文言が削られています。

また、業務に従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己もしくは他人の生命・身体もしくは財産を防御し、またはその業務を妨害する行為を排除するため、やむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができるものとなっており、業務の遂行に際しての武器の使用が認められています。

これでは、アフガニスタンに展開した国際治安支援部隊 I S A F のような活動への参加が可能になるのではという指摘を政府は明確に否定してはいません。I S A F は、昨年末に終了しましたが、R S（確固たる支援任務）に切りかわり、44カ国1万人以上が展開して同じような活動を行っています。

アフガニスタンでR Sへの参加は、法案が成立した場合、アメリカから要請され現実化する最初の問題となり得る可能性があります。そして、集団的自衛権行使の最大の問題は、発動要件である新3要件を満たしているかどうかの判断が、時の政権の裁量に任されており、事実上幾らでも無限定に広がるおそれがあるということです。集団的自衛権行使の範囲・対象は、政府の裁量次第で幾らでも広がります。実際、首相は3要件に当てはまれば例外は法理上あり得ると答弁し、時の政府の判断次第と認めています。新3要件のうち第1要件である我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃をどう捉えるかで、他国について最も可能性が高いのは米国で、政府も国会で日米同盟は我が国の平和と安全を維持するために重要であり、新3要件に該当する可能性が高いと答弁しています。

戦後ただの一度も米国の戦争にノーと言ったことがない究極の対米従属の政府が日本であり、最小限の海外派兵で済んだのは、憲法9条を盾に断れたからにほかなりません。憲法の解釈を変えたら断る口実がなくなるのは明白であり、米国の戦争に反対と言えない政府は、米国から武力攻撃されたから支援してくれと言われて、自主的な判断ができるか極めて疑問に思います。何よりも6月4日の衆議院憲法審査会で、参考人として出席した3人の憲法学者はそろって憲法違反と意見を述べ、また、テレビ朝日の報道ステーションが実施した憲法学者へのアンケートでもこの法案を合憲と回答したのは、149人中3人でしかなかった事実は、法案の違憲性の揺るぎないあかしです。この法律案が成立すれば、犠牲になるのは自衛隊員であり、戦後は一人の戦死者も出さず、一人の外国兵も殺さなかった我が国に対する国際的な信頼が失われることとなります。

紀美野町からも自衛隊に参加している若者がいます。もし祖国の防衛に無関係な他

国で血を流し、命を落とすようなことがあればこれほどの不幸はありません。

以上の理由から、国に対するこの法案の成立に反対する意見書を国に提出すべきであり、この請願に賛成いたします。以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) 私は、委員長の報告にあったこの委員会の不採択ということを取り消し、もう一度審査のやり直しを求め、そして、この請願の趣旨のとおり意見書を国に送る、そのことの立場から討論に参加していきたいと思えます。

先ほど伊都議員のほうから、この日本の政府は日米安保条約があったからであって、そして憲法がそういうことに活躍していなかったというような意味合いの言葉を申されました。

これは、日米安保条約は、これは日本に対する核の傘だなどということと言われる方もございますけれども、日米安保は、日本に対する核の傘じゃなくて、核の盾なんですよね。アメリカは今あっちこっちで戦争を行っています。その戦争で相手方としたら、その撃ち返す攻撃の目標は、これは本来はアメリカ合衆国の軍隊であっても、撃ち返せるのはアメリカ合衆国じゃなくて、その出撃した基地が対象となるそうであります。ですから、やってきた相手国がもっと力を持っていたならば、これは日本はその標的になっていた。そういう大変な問題がここにあったというふうに思えます。

そして、さっきの田代議員も言いましたが、今まで何度となく日本が戦争に参加するようにアメリカは言ってきました。しかし、それに対してそれを断ってこれたのは憲法があったからなんですよね。日本国憲法第9条があったために、それが実現しなかった。あのイラク戦争でも何度となくこの日本の兵隊出てこいと、日本の軍隊、制服を着た者がこのイラクの土を踏めと、そこまで言われながらも頑張れたのは憲法9条があったと。そして、それを守ってきた今までの日本の政府があったから、そういうふうに戦争をせずこれたと。それを今、変えられようとしているところに大きな問題があると思えます。

さて、この集団的自衛権行使を具体化する安全保障法案に反対する意見書、これを国への提出を求める請願は、請願者が20名という大変多くの方々が請願者として提出されました。そして、結果は不採択ということになったわけですが、このことでアメリカのほうに首相が行って、アメリカの国会で8月までにこの法律を通して、アメリカの要求に応じていくということを約束してきた、そこにあつてそのアメリカとの約束をもとに、今どんどんと進めてきているわけですが、今、大きな矛盾が起こってきています。この1カ月間に国会で審議をしているわけですが、何と49回も審議がストップしている、また、この30件の資料の要求をされているにもかかわらず、政府はそれに対して7件しかまだそれを提出していないんですね。このように国会での審議においても非常に矛盾があるわけであります。

そういうふうなことで、大変国会の審議も不思議な状況にあるわけですが、国会で首相が後方支援は武力行使と一体化しないということで、だから、憲法違反ではないというふうに言ってきました。これも一体化したものというふうなことに、この間の党首討論で認めたんですね。今までの問題、戦争法に対する問題の論理が政府の首相のほうで根本的に壊れてしまっていると。そういうふうなことが現在起こってきているわけであります。後方支援のその兵たんという軍事行動がこのように壊れているんですけども、国際的に通用しない、兵たんは国際的には軍事行動なんですけれども、これをわざわざ兵たんという言葉を使わずに後方支援というふうに造語をつくってごまかしてきていると。そういうふうにならなれど、一縷の望みで持ち出したのが砂川事件ですけれども、これももう既に破綻いたしました。

戦後の自民党を支えてきた元幹部の山崎 拓元幹事長や亀井静香元政調会長、藤井裕久元財務相、この方はその後民主党にかわりましたが、また武村正義元官房長官、この人も後に新党さきがけにかわりましたが、このようにその自民党の最高的な顧問の方々が4人そろって記者会見して、後方と正面とでは一体であつて、この言葉を使うのは、我が国が事実上の武力行使をやる、戦闘行為に加担するという意味合いを持っていると、こういうふうにごまかされています。

また、憲法審査会でも、さきにも話ありましたが、この自民党からも選ばれた憲法学者3人全員が憲法違反というふうに述べられております。その後、学者から法案反対の声が広がって行って、学者の方々220人が安保関連法案の速やかな廃案を求める声明への賛同、呼びかけ員になって発表されました。それに応じて2,700人以上の憲法

学者、研究者等がこのアピールを公表いたしました。このようにどんどんと広がっているんですね。

連日のように全国のあちらこちらで法案反対の集会やデモ行進が行われております。きのうの新聞を見ていましたら、静かに見ていた学生も立ち上がってきています。今の歴代内閣が違憲としてきた集団的自衛権の行使を認める新たな安全保障法の関連法案をめぐって、関西系の大学生らでつくる団体が17日、記者会見を京都市内で開いた。立憲主義に反しているとして21日に同市内で戦争立法に反対する学生デモに取り組むと発表した。団体は「SEALDs KANSAI（シールズ関西）」というそうでございますけれども、このように学生の方々も立ち上がってきている。

また、きのうの新聞、これ朝日ですけども、見ていましたら、17日の夕方にふじと台で市民の方々、主婦ら30人がデモ行進をしています。これは組合とかそんな関係なしにこのように起こってきている。次々とこの法案に対して反対の火の手が上がってきている。アンケート調査でも8割の方が今はやるべきではないと、このように反対の声を上げてきている。そういうような中で、私たち議会がどのような態度をとるのか、私はここに問題があるというふうに思います。

紀美野町でさきにも述べましたけれども、20人の方が法案に反対する立場から請願を提出されまして、また、その委員会がこの間開かれましたけれども、委員会の時間変更があったにもかかわらず、10数人の方が委員会の傍聴に駆けつけられました。この委員会では、破綻した砂川事件が持ち出されたり、国会で審議中だからということで反対の意見やら、また、わからないから反対というふうな討論までされました。委員長報告にもありましたが、この委員会で質疑がなかったんですよ、質疑がなくてわからなかったら何で質疑をしなかったのか、このように初めから反対の方向に向かっていたというふうにしか思えないわけでありますね。もっと本当に国民、町民の立場に立っていかなきゃならないのではないのでしょうか。

自治法の99条、憲法の16条の請願権、そのようなことをもって、この国会で審議をしているんだから、その審議がややこしい方向にあるから、町民の皆さん方がこのような法案に対して意見を申されているんです。これが憲法とそれから地方自治法をもつての行為ではありませんか。それを否定するようなことがあつては、町民と議会が乖離してしまう大変な問題であるというふうに思います。

また、平和な国から戦争できる国というふうになっていった場合に、今までの日本に

対する見方が変わります。東南アジアの方々、さきの戦争で日本に大変大きな被害をもたらされたというふうに思っておられます。そんな国々がこれから日本に対してどのように見ていくのか。貿易に対してもまた国のそのような話し合いにしても、これは相手方が大変厳しい立場に立ってくる、ここに大きな問題があるのではないのでしょうか。

また、たくさんの予算を使うことは、これは皆さんも重々承知だと思います。例えば、トマホークなんて、あのミサイル1発1億円でしよう。このようなものをどんどん使っていけば、国家予算がだんだん大変になってくる、消費税がどんどん上げられたり、あるいは先ほどからも話のありましたこの大変な福祉、そういうふうな社会保障の予算が削られてくる。私は、さきの委員会でも申したんですが、最近あった事件、公団住宅、公営住宅に入っておられた親子が借金もあって、そして、何とかそれをやっていきたいということで、市のほうにも相談に行ったんですけども、生活保護を断られ、とうとう仕方がなくなってこの住宅を明け渡しに行ったときに、その日にお母さんが子供をその子の運動会で使ったたすきを使って絞めて殺して、そして、そのお母さんがビデオで子供の運動会の姿を見ながらその子の頭をなでながら見ていた。そして、このビデオも終わったら自分もそのたすきで死ぬんだと、このように言ったそうであります。このようなことが起こるようなことがあってはならないのではないのでしょうか。父親が戦争で死に、そして大変な厳しい家の財政になってくれば、こんなことも起こってくるのではないのでしょうか。私たちは国の予算は、あくまでも福祉や社会保障、国民や町民が助かる、そういうことに使ってこそ大事だというふうに思います。

何にしても町民の皆さん方の多くが求めるこの戦争法に反対するというのを、その意見書を何としても国に上げていかなきゃならない、このように私は考えます。ですから、この請願に対して賛成して、そして、この不採択とすることに対しては、私はしてはならない、そういうことから、それを言うのが今回の討論であるならば、私は賛成いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長(小椋孝一君) 起立少数です。

したがって、請願第1号は不採択と決定しました。

◎日程第12 議員派遣の件について

○議長(小椋孝一君) 日程第12、議員派遣の件について、議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案のとおり議員派遣することに決定しました。

◎日程第13 委員会の閉会中の継続調査の申し出について(総務文教常任委員会)

◎日程第14 委員会の閉会中の継続調査の申し出について(産業建設常任委員会)

◎日程第15 委員会の閉会中の継続調査の申し出について(議会運営委員会)

○議長(小椋孝一君) 日程第13、日程第14及び日程第15、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、一括議題とします。

初めに総務文教常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に議会運営委員長から、次期定例会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関する全ての事項について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長(小椋孝一君) これで本日の会議を閉じます。

平成27年第2回紀美野町議会定例会を閉会します。

(午後11時57分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年6月19日

議 長 小 椋 孝 一

議 員 七良裕 光

議 員 町 田 富枝子